

「特定国立研究開発法人の見込評価等及び次期中長期 目標の内容に対する意見・指摘事項の考え方」

平成29年7月4日

総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

目 次

はじめに — 考え方の位置付け	2
第1章 共通事項	3
(1) 特定法人所管省の見込評価等の結果についての点検	3
(2) 見込評価等における確認事項	4
(3) 次期中長期目標における確認事項	4
第2章 個別事項	5
第1節 理化学研究所	5
(1) 見込評価等における確認事項	5
(2) 次期中長期目標における確認事項	6
第2節 産業技術総合研究所	6
第3節 物質・材料研究機構	6
おわりに	7

はじめに — 考え方の位置付け —

平成 28 年 10 月に特定国立研究開発法人（以下、「特定法人」という。）制度¹が発足した。特定法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関である。また、特定法人は国家戦略に基づき、我が国全体の見地から科学技術イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を創出するとともに、研究開発成果の普及及び活用を促進することが求められている。

同制度では、特定法人に対して主務大臣が行う中長期目標の期間終了時に行う見込評価の結果及び同じく終了時の検討の結果等並びに次期中長期目標の内容について、総合科学技術・イノベーション会議（以下、「CSTI」という。）が意見・指摘事項を述べるに際し、CSTI が、我が国全体の見地から府省横断的観点及び国家戦略との整合性の観点から関与することとされている。本文書は、「特定国立研究開発法人の見込評価等及び次期中長期目標の内容に対する意見・指摘事項の考え方」（以下、「考え方」という。）としてとりまとめる。

なお、見込評価及び中長期目標期間終了時の検討（以下、「見込評価等」という。）の結果並びに次期中長期目標の内容に対する意見²・指摘事項をとりまとめる際の一連の対応は、CSTI 評価専門調査会が担うものとし、以下、原則として CSTI とは評価専門調査会を指す。考え方は、次の各点を前提としてとりまとめる。

（見込評価等に対して）

- ①主務大臣（所管省）の行った評価結果を点検するに当たり、CSTI は重点を置く観点について確認する。
- ②考え方は、3 特定法人³として求められる共通事項と 3 特定法人の研究開発の特性が異なることから個別事項に分ける。
- ③平成 29 年度にとりまとめる考え方の個別事項は理化学研究所を対象とし、他の特定法人については、今後改めて検討する。
- ④見込評価及び中長期目標期間終了時の検討の結果に対する意見・指摘事項は一体的に扱う。

（次期中長期目標に対して）

- 主務大臣が次期中長期目標を策定するに当たり、CSTI は特定法人及び所管省と意見交換や政策討議の場を設ける。

また、CSTI は、第 5 期科学技術基本計画⁴（以下、「基本計画」という。）から第 6 期基本計画への移行に合わせて、適宜考え方の内容の見直しを図るものとする。

¹ 「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成 28 年 5 月 18 日公布）

² 意見は、総合科学技術・イノベーション会議で決定。

³ 物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所。

⁴ 平成 28 年 1 月 22 日閣議決定。平成 28~32 年度の 5 ヶ年計画として、「Society 5.0」の実現に向けた国家戦略。

第1章 共通事項

(1) 特定法人所管省の見込評価等の結果についての点検

CSTIは、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を点検するに当たり、次の

(2)に掲げる観点について重点を置いて確認する。

(参考)見込評価等の体制とスケジュール

【体制】

- ①独立行政法人通則法に基づき、外部有識者からなる国立研究開発法人審議会を設置⁵。
- ②同審議会の下に、所管する国立研究開発法人毎に部会を設置。

【スケジュール】

(被評価法人)

- ①前年度までの業務実績及び中長期目標最終年度の実績見込みをとりまとめた自己評価書等を作成し、提出。
(所管省)
- ②部会* <7～8月>
 - i)法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - ii)法人の自己評価書等をベースにした評価案を審議
 - iii)評価案について部会としての意見をとりまとめ
※各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討。
- ③審議会 <8月>
 - i)各部会長から、上記の意見について説明
 - ii)審議会として、見込評価等への意見を決定
- ④主務大臣による決定 <8～9月>
各法人の見込評価等を決定、公表。

(総務省)

- ⑤独立行政法人制度評価委員会* <9月～11月>
対象法人の見込評価等について審議し、主務大臣に対して必要な意見を述べる。
※次期中長期目標案策定に当たっての留意事項も通知。

【評価の視点等⁶】

- ①研究開発に係る事務及び事業に関する評価
 - i)「研究開発成果の最大化」に向けた評価
 - ii)「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた評価
 - iii)研究開発の特性等を踏まえた評価
 - iv)競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点
 - v)研究不正の防止に係る評価
 - vi)法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点
 - vii)長のマネジメントの評価
 - viii)評価結果の活用等
- ②研究開発以外の事務事業に関する評価
 - ・業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等、法人の業務運営の改善等を促す評価

⁵ 国立研究開発法人に関して、i) 中長期目標の策定等、ii) 業務実績の評価、iii) 組織・業務全般の見直しにあたって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。

⁶ 「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定)。

(2) 見込評価等における確認事項

CSTIは、我が国全体の見地、国家戦略との整合性の観点から、上記（1）を確認するに当たり基本計画（第5期基本計画においては、「Society 5.0」の実現や科学技術イノベーションの基盤的な力の強化（オープンイノベーションを推進する仕組みを含む））に向けた取組の実施状況について、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を点検するに当たり、次の観点が適切に評価されているかについて確認する。

- ① 基本計画の実現に向けて、我が国全体の見地から府省横断等の観点（特定法人など他の機関との連携を含む）を踏まえた取組を進めているか。特に中長期目標期間中に基本計画が改訂された場合は、改訂された基本計画に対応した取組状況について注視する。（例えば、未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組⁷への貢献や具体的な成果など）
- ② 「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」⁸（以下、「基本方針」という。）に沿って、世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用の促進に向けた取組⁹を進めているか。また、その取組状況を評価できているか。

(3) 次期中長期目標における確認事項

- ① CSTIの見込評価等に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ② 基本計画及び基本方針に沿って、世界最高水準の研究開発成果の創出、普及及び活用の促進に向けた具体的な目標設定及びその評価指標が定められ、目標を実現するための業務運営の改善に向けた取組¹⁰を進めているか。

⁷ 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）第2章より。

⁸ 平成28年6月28日閣議決定。

⁹ 産学官の人材、知、資金等を結集する場の形成状況、世界水準の研究者等の確保・育成、研究者が研究開発に専念できる環境、法人の長がリーダーシップを存分に發揮できる運営体制、民間資金など多様な資金の確保等。

¹⁰ 例えば上記9の改善に向けた取組。

第2章 個別事項

第1節 理化学研究所

(1) 見込評価等における確認事項

理化学研究所の特性に留意し、新たな研究分野・領域の開拓や国内外の研究者や研究機関等のネットワークの構築による世界最高水準の研究開発成果の創出、普及及び活用の促進といったイノベーションの種を生み出す自然科学の総合的な研究機関として、中長期目標¹¹の達成に向けた取組の実施状況について、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を含め、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、次の各点に重点を置く。

A 理事長構想（科学力展開プラン）の実現に向けた取組を進めているか。特にイノベーションの種を生み出す自然科学の総合的な研究機関として、理事長構想の実現に向け、目指すべき理化学研究所の姿を達成するためのマネジメント（法人の統治のみならず組織化された研究マネジメントを含む）及び体制面（経営資源の配分戦略を含む）の整備の進捗状況や施策の効果（効果に対する自己評価を含む）について注視する。

【科学力展開プラン（平成27年5月22日）】

- i) 研究開発成果最大化のための研究運営システムを開拓・モデル化する
- ii) 至高の科学力で世界に先んじて新たな研究開発成果を創出する
- iii) イノベーションを生み出す「科学技術ハブ」機能を形成する
- iv) 國際頭脳循環の一極を担う
- v) 世界的研究リーダーを育成する

B 中長期目標期間中に生じた業務運営に係る大規模な改善に向けた取組を適切に進めているか。

その際、特に次の各点に重点を置く。

- i) 新設された革新知能統合研究センターにおける基本計画の実現に向けた取組状況。（他の研究機関や理化学研究所の既存センター、産業界との連携等、横断的な融合によるイノベーションの種を生み出すための取組について注視する）
- ii) 優秀な若手研究者の長期的・安定的な雇用に向けた新たなテニュア制度の構築。

¹¹ 平成25～29年度。

(これまで研究者等の流動性を高めてきた経緯を踏まえ、安定性と流動性のバランスや予算面も含めた今後の計画について注視する)

iii) S T A P 細胞論文の不正問題を受けた後の再発防止の対応について（多細胞システム形成研究センター（C D B）改組を含む）。

（2）次期中長期目標における確認事項

- ①基本計画に沿って、C S T I の次期中長期目標に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ②上記(1) A 及び B を実現するため、次期中長期目標において具体的な内容（例えば、特定法人としての先駆的な取組など）を規定しているか。

第2節 産業技術総合研究所

産業技術総合研究所は、平成 31 年度に現行の中長期目標¹²の最終年度を迎える。国家戦略の動向や産業技術総合研究所の活動状況を注視しつつ、平成 30 年度に個別事項を検討する。

第3節 物質・材料研究機構

物質・材料研究機構は、平成 34 年度に現行の中長期目標¹³の最終年度を迎える。国家戦略の動向や物質・材料研究機構の活動状況を注視しつつ、平成 33 年度に個別事項を検討する。

¹² 平成 27～31 年度。

¹³ 平成 28～34 年度。

おわりに

CSTIは、見込評価等及び次期中長期目標の内容について意見・指摘事項を述べることにより国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上や国際的な産業競争力の強化の実現を図る。また、特定法人は資源制約の中で求められる使命を果たし、国家的目標の実現に貢献できるよう、研究開発成果最大化のための創造性を発揮できる環境を整えることが重要である。

今後、CSTIは考え方を所管省とも共有したうえで、その実効性を担保する。また、所管省及び特定法人は国家戦略との連動性を高める観点から、CSTIとの施策の推進等に関する対話を定期的に行なうことが求められる。CSTI、主務大臣（所管省）、特定法人それぞれの役割が適切を果たされるよう今後も継続的に検討を重ね、より充実した内容となることが望ましい。